

令和7年度版 おでかけタクシーのご利用にあたって

1. 利用できる時間

毎日 午前8時30分～午後7時（土・日・祝日も利用できます）

2. 利用できる範囲

津島市内全域、JR蟹江駅、JR永和駅

3. 利用できるタクシー会社（令和6年12月現在）

名鉄西部交通(株) ☎0567-26-2406

(株)玉利タクシー ☎0567-25-1240

名古屋近鉄タクシー(株) ☎0570-04-3833

※タクシー会社は今後、追加・変更となる場合があります。市のホームページをご覧ください。または福祉課へお問い合わせください。

【津島市ホームページ】→



4. 利用者の負担額

[運賃 + お迎え料金 + 時間指定予約料金(注)1 + 立寄り時の待機料金]
の4分の1(注)2(10円未満は切り上げ) ※タクシー会社の各種割引適用後の金額で計算します。

(注)1 「今から来てください。(時間を指定しない)」と頼んだ場合、この料金はかかりません。また時間指定したものの、タクシーが指定した時間に来なかった場合も、この料金はかかりません。

(注)2 「4分の1」負担は令和7年度のみ。令和8年度以降は未定です。

5. 利用のしかた

(1) タクシーの乗車申込

- ・ご利用にあたっては、原則タクシー会社に電話で乗車申込をお願いします。その際は、必ず『津島おでかけタクシーの利用』であることをお伝えください。
- ・津島駅などで待機しているタクシーも事前予約なしで利用できます。その際にも『津島おでかけタクシーの利用』であることを運転手にお伝えください。

(2) タクシー乗車

- ・利用の際は必ず利用登録証を携帯していただき、乗車時に運転手に利用登録証を提示

してください。

- ・出発地または目的地のどちらかを自宅としてください。
（「**自宅 → 目的地**」または「**目的地 → 自宅**」のどちらか）
- ・付き添いの方も同乗できます。
- ・途中の立ち寄り、1か所程度10分を目安に利用できます。
- ・料金のお支払いは**現金のみ**です。クレジットカードや電子マネーは利用できません。
また、**福祉タクシー助成利用券も、おでかけタクシーで使うことはできません。**

6. 注意事項

- △ 利用登録証はご本人以外には使用できません。
- △ タクシー乗車時に**利用登録証をお持ちでない場合**、または運転手に利用登録証を提示できない場合は、おでかけタクシーの対象外となり、**全額自己負担**となります。
- △ おでかけタクシーが**利用できる範囲外を目的地とした場合は、全額自己負担**となります。**（津島市内で一旦精算し、そのまま津島市外まで乗車することはできません。）**
- △ タクシーの利用などについて、万が一不正な利用が確認された場合は、利用登録証は返却していただき、市負担分を請求いたします。

7. その他

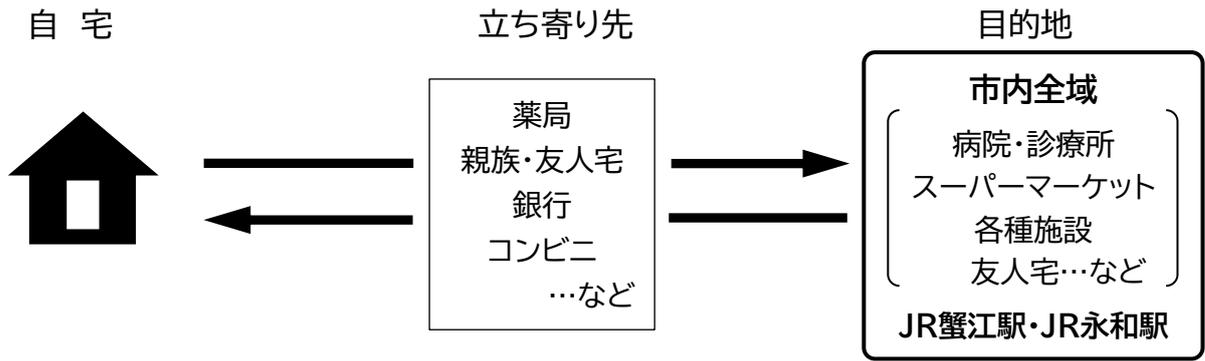
- ・タクシーの配車状況によっては、**ご希望の日時に予約が取れない場合もあります**。また、当日の交通状況などにより、やむを得ず予約時間に遅れる場合もありますのでご了承ください。（予約時間に遅れた場合は、時間指定予約料金はかかりません。）
- ・同じ区間を利用する場合でも、経路や交通状況などの要因によって、タクシー料金が変わる場合があります。
- ・おでかけタクシーの利用状況を確認するため、市からお問い合わせをさせていただく場合があります。
- ・津島おでかけタクシー事業は、今後、内容を変更する場合があります。最新の情報は市のホームページ、または市政のひろば等でお知らせします。ご不明な点などがありましたら、福祉課までおたずねください。

8. 問い合わせ先

津島市役所福祉部福祉課 福祉グループ

電話 （0567）24-1115

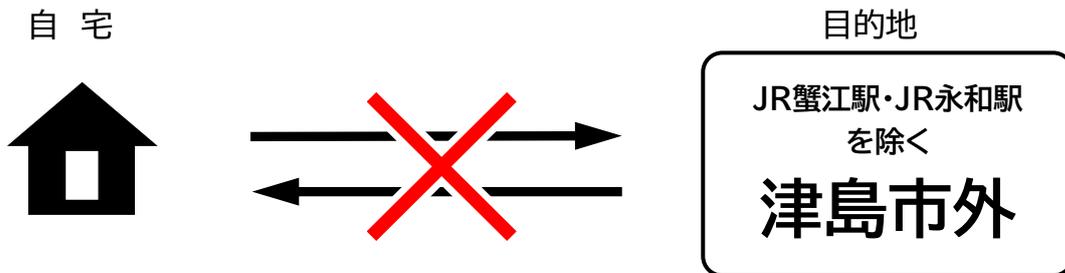
目的地までの間に立ち寄りできます



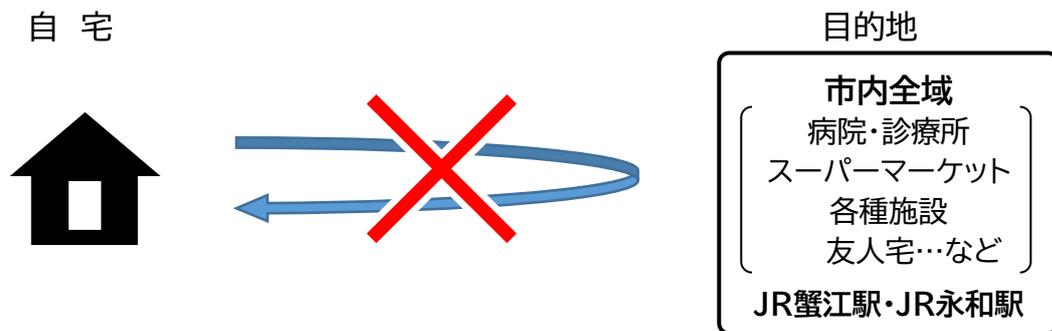
自宅から途中で立ち寄って目的地まで行く
目的地から途中で立ち寄って自宅へ帰る
ことができます (1回程度、10分目安)

以下の利用はできません

①自宅から市外へ、市外から自宅への利用 (JR蟹江駅とJR永和駅は利用できます)



②往復の連続利用や市内の巡回



🚗おでかけタクシーQ&A🚗

・対象者はどんな方ですか？

☞ 津島市に住民票があり、次のいずれかに該当する方です。

- ・75歳以上の方
- ・身体障害者手帳1～3級、療育手帳A・B判定、精神障害者保健福祉手帳1・2級のいずれかをお持ちの方
- ・妊婦の方、出産後1年未満の女性の方

・対象者でなくなったときは、どうしたらよいですか？

☞ 利用登録証を福祉課へ返却してください。

・タクシーを降りるのが午後7時を過ぎてしまったら、おでかけタクシーは使えなくなりますか？

☞ ご乗車が利用時間内であれば、午後7時を過ぎてもご利用できます。

・月に何回まで利用できますか？

☞ 利用回数に上限は設けていません。

・付き添い者は利用登録証を持っていなくても同乗できますか？

☞ 付き添い者の方は利用登録証を持っていなくても同乗できます。

・自宅とは実際に住んでいる場所のことですか？

☞ 利用登録証に記載されている、住民票上の住所です。

・乗るときや降りるときの自宅とは、家の目の前じゃないといけませんか？

☞ 自宅付近で、乗り降りがしやすい場所でも大丈夫です。

・介護用のタクシーも利用できますか？

☞ 利用できません。

・支払った金額の領収書はもらえますか？

☞ 対応できるタクシー会社もありますので、乗車申込の際にお問い合わせください。

おでかけタクシー契約会社(令和6年12月)

名鉄西部交通	☎0567-26-2406
玉利タクシー	☎0567-25-1240
名古屋近鉄タクシー	☎0570-04-3833

追加・変更される場合があります

← 点線で切り取って、利用登録証と一緒に持ち運べます